Jisung Horizon Newsletter

June 2010 Vol.2. No.5.

01 地平志誠ニュース

- 地平志誠、グローバルビジネスセンター設立
- 地平志誠、『AsiaLaw』2010年版における評価：4つの分野で優秀な評価を獲得
- 金性洙(キム・ソンス)弁護士国家人権委員会の委員として委嘱

04 業務動向

- 新韓銀行とカザフスタン国営石油ガス企業(KMG)の5億ドルMOU締結関連の業務遂行
- アメリカ企業の韓国上場第1号企業、上場成功ー地平志誠上場関連諮問
- 「汝矣島パーク1」のブリッジローンPFの成功的遂行

07 コラム

- 中央アジア地域の各国の担保制度 – アゼルバイジャン
- IPOとローファームの役割
- ベトナムにおける外国人投資家の経営権保障方案

法務法人地平志誠のニューズレッターは一般的な法律情報を伝達する目的から提供されており、その内容等な法務法人地平志誠の公式的な見解や具体的な案件に対する法的な効力を持つ法律諮問ではありません。具体的な内容に関しましては法務法人地平志誠の弁護士や専門家に相談してください。

地平志誠

韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階
TEL:+82-2-6200-1600 FAX: +82-2-6200-0800 http://www.js-horizon.com E-mail : master@js-horizon.com
Copyright ⓒ JISUNG HORIZON Attorneys at Law All rights Reserved.

法務法人地平志誠 Newsletter

(地平志誠ニュース)

地平志誠、グローバルビジネスセンター設立

地平志誠は、過去数年間、中国をはじめとしてベトナム、カンボジア、ラオス、フィリピン、インドネシアなどの東南アジアと、ロシア及び中央アジア、日本、アメリカなどの諸外国で海外直接投資、M&A, Project Finance, 不動産開発などの諮問業務を遂行し、韓国の中で最高の海外専門ローファームとしての評価を得ています。

地平志誠は、その間蓄積してきた海外業務力量に基づきつつ、より良質のサービスを提供するために地域別専門チームと分野別専門チームを統合し、「グローバルビジネスセンター」を設立しました。

私たちの「グローバルビジネスセンター」は、海外地域の専門性なしにその都度該当地域のローカルローファームに依存する形で諮問を提供することとは異なり、海外の各国家ごとの地域専門弁護士たちと海外支社が、従来から蓄積してきた海外地域専門性に基づいて諮問を提供しています。また、５箇所の海外支社は、現地でクライアントと密着してサービスを提供しており、海外支社や合弁ローファームも継続して設立しています。

そして、私たちの「グローバルビジネスセンター」は、Ｍ＆Ａ及び金融取引の経験も専門性もなしに現地で諮問を提供することとは異なり、Ｍ＆Ａ、プロジェクトファイナンス、不動産開発、ＳＯＣ、資源開発、資本市場業務など、各分野ごとに豊富な経験と専門性を有した分野別専門弁護士たちと、このような専門性を持つ海外支社長の専門性に基づいて諮問を提供しています。

韓国の金融会社や有数の企業は、様々な諸外国でグローバルビジネスを展開しており、諸外国を同時にカバーできる総合的な諮問が必要です。私たち、地平志誠の「グローバルビジネスセンター」は、こういった顧客の要求に応じ、中国、日本、東南アジア、中央アジア、ロシア、さらには北米、ヨーロッパ、中南米、インド、中東、アフリカなどの世界各地域に対する地域専門性を総合し、ワンストップサービスを提供しています。

私たち地平志誠のグローバルビジネスセンターは、顧客皆さん方の海外ビジネスの成功のため、最善の努力を果たして行きます。

[グローバルビジネスセンター組織]

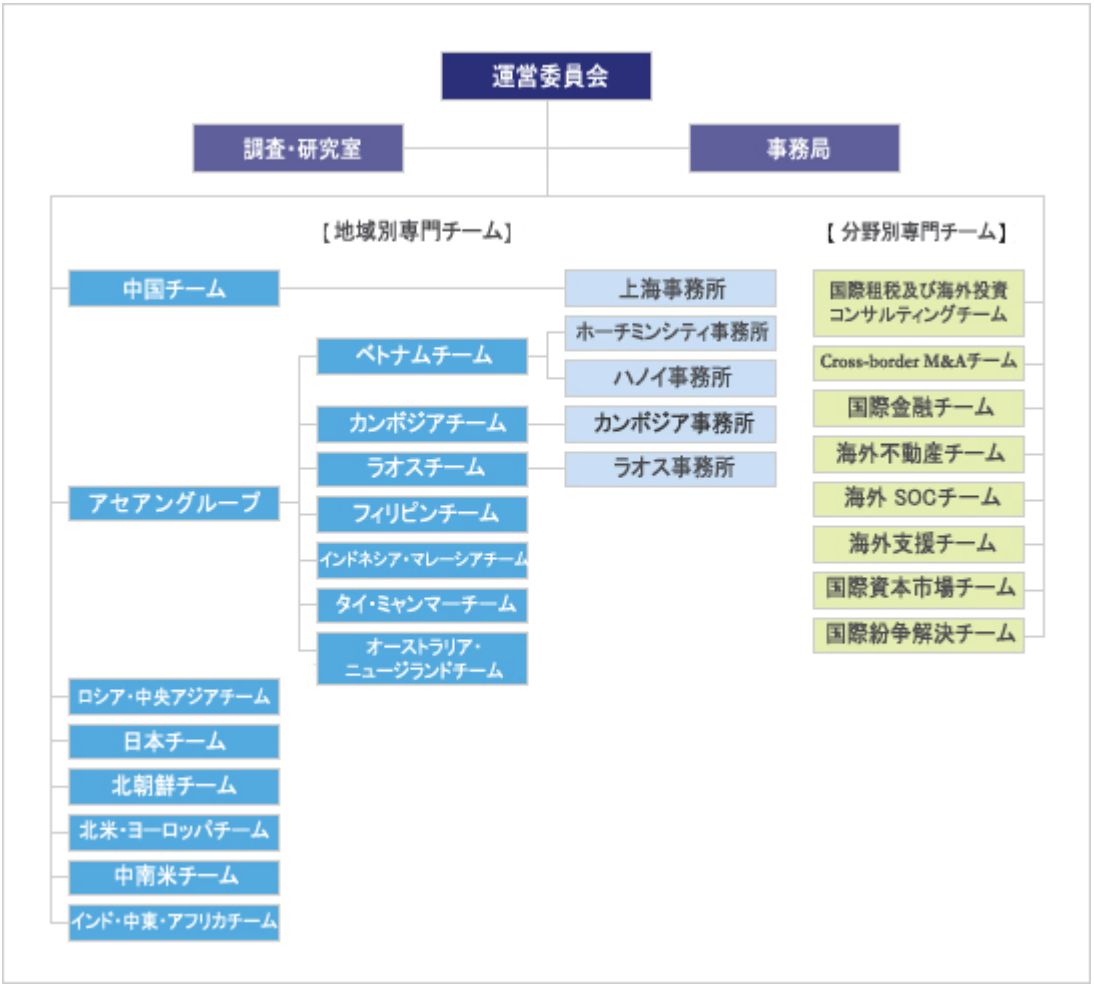

JS Horizon

(地平志誠ニュース)

地平志誠、『AsiaLaw』2010年版における評価：4つの分野で優秀な評価を獲得

法務法人地平志誠は、法律専門ジャーナルである『ＡｓｉａＬａｗ』2010 年版において、4 つの分野で優秀な評価を得ました。

地平志誠は、「運送・海運及び航空」分野で 1 位を、「引受合併」及び「金融＆ファイナンス」分野で 2 位となり、また、「訴訟・仲裁」分野では 3 位を獲得するなど、優秀な評価を得ました。

特に、地平志誠の李春源(イ・チュンウォン)弁護士は、Asialaw Leading Lawyers 2010 Edition において、韓国の海運・海事分野のリーディング弁護士として選定されました。

[関連リンク]

- Asialaw Profiles - South Korea Law firm rankings

JS Horizon

金性洙(キム・ソンス)弁護士国家人権委員会の委員として委嘱

(写真 ： 法務法人地平志誠 金性洙(キム・ソンス)弁護士)

2010 年 3 月 30 日、地平志誠の訴訟チームの金性洙(キム・ソンス)弁護士が国家人権委員会の自由権専門委員会の委員として委嘱され、3 月 1 日から 2 年間活動を行うことになりました。金性洙(キム・ソンス)弁護士は、3 月 30 日にヒョン・ビョンチョル委員長から委嘱状の授与を受け、委員会活動のための懇談会に参加しました。

自由権専門委員会は、検・警の捜査、矯正、軍人権分野にわかれ、大学の研究者、弁護士、人権活動家など、合計 17 人の専門委員から成り立っています。

JS Horizon

(業務動向)

新韓銀行とカザフスタン国営石油ガス企業(KMG)の 5億ドルMOU締結関連の業務遂行

法務法人地平志誠が新韓銀行を代理し、新韓銀行とカザフスタン国営石油ガス企業のカズムナイガス(ＫＭＧ)が５億ドル規模の金融諮問ＭＯＵ締結関連の業務を遂行しています。

新韓銀行は、１年間、カズムナイガスが今後カザフスタンの国家事業として推進するカスピ海地域とクーリック港湾内のオイルターミナル建設事業をはじめとし、各種の開発事業とプロジェクトファイナンシングなど、多様な投資金融業務の金融諮問及び斡旋に対する優先的独占権が与えられれ、専門金融サービスを提供することになります。

カザフスタンはＣＩＳ国家の一国であり、石油、ガスなどの豊富な資源を保有しているだけではなく、エネルギー部門の成長潜在力が高く、外国投資家から極めて高く注目されている地域です。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ) 代表弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ) 弁護士

蔡熙錫(チェ・ヒソク) 弁護士

李勝珉(イ・スンミン) ロシア弁護士

洪眞敬 (ホン・ジンギョン) 米国弁護士

JS Horizon

(業務動向)

アメリカ企業の韓国上場第1号企業、上場成功－地平志誠上場関連諮問

私たち地平志誠は、去る３月１２日、アメリカ企業の中で最初に韓国取引所(コスダック)上場の承認を得、４月２１日に上場したニュープライドコーポレーション(New Pride Corporation)の韓国上場に関連する法律諮問を遂行しました。

アメリカのカルリフォルニア州ランチョドミングエズ市に本社を置くアメリカの複合物流専門企業のニュープライドは、複合物流産業において使用される輸送用タイヤの製造供給と複合物流運輸車両及び装備の整備・管理アウトソーシングサービスを提供する中堅企業として、アメリカにおけるこの分野の市場占有率１位を占めています。

現在、韓国取引所には、１１社の中国企業と１社の日本企業が上場しており、今回のニュープライド上場は、アメリカ企業としての最初の上場事例であり、韓国取引所の国際的位相を高める契機になると期待されています。

私たち地平志誠ＩＰＯチームは、中国、日本、ラオスなどの多数の外国企業の韓国上場諮問業務を進行する中で積んできた最高の専門性とチームワークに基づき、複雑で厳格なアメリカの証券法上の規制問題(Regulation S)と、韓国・アメリカ間の法制差異を調整し、韓国取引所及び韓国預託決済院とともに、アメリカ企業の韓国上場に必要なシステムを構築しつつ、金融監督院とも数回の会議を進行し、アメリカ企業の韓国証券市場上場過程において発生しうる多様な問題に対処してきました。

私たち地平志誠は、アメリカ企業の第１号上場諮問の成功に基づき、今後のアメリカ企業の韓国上場業に対して一層専門的な諮問提供ができるように、最善を尽くしていきます。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士

吉永敏（ギル・ヨンミン）
弁護士

俞丁漢（ユ・ジョンハン）
弁護士

尹載暻（ユン・ジェミン）
弁護士

洪眞敬（ホン・ジンギョン）
米国弁護士

JS Horizon

(業務動向)

「汝矣島パーク1」のブリッジローンPFの成功的遂行

法務法人地平志誠は、「汝矣島パーク 1」のブリッジローンのプロジェクトファイナンシングと関連し、1,600 億ウォン規模の金融調達に対する諮問を提供しました。

「汝矣島パーク 1」事業は、汝矣島ソウル国際金融センター(Seoul International Finance Center)建設事業とともに、汝矣島のスカイラインを変更できうる大規模の開発事業として、総事業費 2 兆 3 千億ウォンを投入し、旧統一駐車場の敷地にオフィスビルとホテル、ショッピングモールなどを建設する予定です。すでに、未来アセットグループがタワー1 棟を購入するための契約を締結しており、残りのタワー売却も予定されています。

地平志誠担当チームは、今回のブリッジローンのために、徹底的な事前準備をし、そのデューデリジェンス資料に基づいてブリッジローンは勿論、本ＰＦ過程においても貸主団が考慮すべき多様な法律争点を抜粋し、合理的なソリューションを提供していきます。

[担当弁護士]

梁栄太(ヤン・ヨンテ)
代表弁護士

姜栗里(ガン・ユルリ)
弁護士

李幸揆(イ・ヘンギュ)
弁護士

金利泰(キム・イテ)
弁護士

崔守鎭 (チェ・スジン)
弁護士

兪丁漢 (ユ・ジョンハン)弁護士

洪眞敬 (ホン・ジンギョン)米国弁護士

任姝泳(イム・ジュヨン)
オーストラリア弁護士

JS Horizon

(コラム)

中央アジア地域の各国の担保制度 – アゼルバイジャン

■ 関連リンク：中央アジア地域の各国における担保制度Ⅰ

(**写真**：法務法人地平志誠 蔡熙錫(チェ・ヒソク) 弁護士・李勝珉(イ・スンミン) ロシア弁護士)

中央アジア地域の各国の中で、今回は、アゼルバイジャンの担保制度に関して調べてみます。世界最初に開発されたバクー油田をはじめとして、アゼルバイジャンは他のカスピ海沿岸国家と同様、油田を基盤とした経済構造をもっています。カスピ海の油田開発を通じたオイルドルの流入によって、アゼルバイジャンは2000 年以後、ＧＤＰ成長率が連続して 10%を上回り、2007 年人は中央アジアの国家の中で最高の経済成長率(25%)を記録しました。2008 年の下半期に発生した国際経済危機の影響によってアゼルバイジャンの経済成長率も多少鈍化した状況ではありますが、原油生産量の増加や世界景気の回復によって 2010 年の経済成長率は、再び、二桁成長率を記録すると予想されます。

1. 土地所有権に対する抵当権設定

アゼルバイジャンの民法と抵当権法によって土地に対する抵当権を設定することができます。抵当権を設定するためには、(1)抵当権設定契約の当事者とその住所、(2)担保物及び締結地、(3)被担保債務、(4)被担保債務額、(5)被担保債務が発生した契約の当事者及び締結地、(6)担保物に対する抵当権設定者の権利、(7)担保物が登記された登記所などが明記されている抵当権設定契約の書面作成、などが必要です。また、抵当権は登記対象の権利に該当するため、これを登記所に登記しなければなりません。

関連法令上、外国人が直接土地に対する抵当権を取得することも許容されます。但し、アゼルバイジャンの民法によって、外国人が土地を所有することが禁止されるため、外国人が抵当権を実行して土地に対する所有権を取得する場合には、1 年以内に該当土地を処分しなければなりません。このために、抵当権者が外国人である抵当権設定契約には、上記のような土地の強制処分に関する条項が必ず含まれなければなりません。

2. 土地賃借権に対する担保権設定

アゼルバイジャンの関連法令によって不動産賃借権に対して担保権を設定することが可能であり、11 ヶ月以上の賃借権は登記が可能であるため、これに対する担保権設定も登記対象に該当します。一方、不動産賃借権に対する担保権は、不動産賃貸借機関内においてのみ設定することができ、担保権設定に対する賃貸者の同意を受けなければなりません。ただし、国有地や市有地の賃借権に対する担保権を設定するために必要な国家、あるいは、市の同意をうけることは、一般的に非常に難しいことであると考えられます。

3. 建物に対する抵当権設定

建物に対する抵当権設定に対しては、土地に対する抵当権設定と類似した規制が適用されます。土地の場合とは異なって、外国人も建物に対する所有権を取得することができるため、建物に対しては抵当権実行による売却義務を負担しないとの違いがあります。これとともに、土地に対する抵当権は、地上建物とは別途に設定することが可能である一方、建物に対する抵当権は必ず土地に対する抵当権とともに設定されなければならず、建物抵当権が実行される場合、建物の譲受人は抵当権設定者の土地に対して保有する権利のそのままの移転を受けるということに注意する必要があります。

4. その他

アゼルバイジャンの関連法令によって銀行口座に対する質権設定も可能です。実務上も、預金質権はよく利用されています。

一方、アゼルバイジャンの民法は保証に関して規定しています。保証契約は、(1)保証人、(2)債権者、(3)被保証債務の性格及び額が明記された書面をもって締結されなければなりません。法律上、保証契約には、公証を得ることを必ずしも強制しているわけではありませんが、以後の紛争を予防するためにも公証を得ることが望ましいのです。保証人は、債務者の抗弁権を援用することができ、保証債務を履行した場合、債務者に対して求償権を有します。韓国と同様、アゼルバイジャンにおいても、保証は「一般的な保証」と「連帯保証」と区分されます。一般的な保証の保証人は、いわゆる「検索・催告の抗弁権」を持つことになるため、債権者は、債務者が債務を履行しない場合に限り、保証人に対して債務の履行を請求することができます。一方、連帯保証の場合、債権者は保証人に直ちに債務の履行を請求することができます。

さらに、アゼルバイジャンの関連法令は、株式会社の株式及び有限会社の持分に対して担保権を設定することも明示的に許容しています。

JS Horizon

（コラム）

IPOとローファームの役割

（写真 ： 法務法人地平志誠 韓丞爀(ハン・スンヒョク)オーストラリア弁護士）

2010 年 3 月現在、韓国取引所に上場した外国企業は 11 社(中国系 10 社、日本企業 1 社)に達しています。また、アメリカ企業であるニュープライドコーポレーション(2010 年 4 月上場完了)をはじめとして、今年も中国系、日系、イギリス系、ベトナム系、インドネシア系など多様な国の外国企業が韓国取引所の上場を検討すると考えられます。このような外国企業の韓国上場過程において韓国ローファームはすばらしい活躍をしています。

純粋な国内ＩＰＯ過程では、国内弁護士の役割というものは非常に限定的なものでありました。対象会社のデューデリジェンス及び内部統制システムの構築、予備上場審査請求書の作成、証券申告書の作成など、弁護士の参加が必要な領域のほとんどを主幹事会社が遂行しました。これはアメリカをはじめとする先進資本市場とは対照的なことです(アメリカの場合、ＩＰＯと関連するすべてのドキュメンテーションを弁護士が担当しているため、ローファームの大きな収益源になります。)。 従来、国内ＩＰＯ市場への弁護士の参加程度が低かったことには、いくつかの理由があると思われます。まず、各種の請求書や申告書に弁護士の法律意見の添付の義務が要求されていませんでした。デューデリジェンスも任意的です。それ故、発行会社としては、高い弁護士費用を払ってまでＩＰＯを準備する必要性がなかったのです。

これとは異なって、外国企業の韓国上場時に韓国ローファームの関与が必ず必要である理由は、国内ＩＰＯとは異なった事情が存在するからです。すなわち、外国企業の場合、規定上、当該企業が所在した国家の現地ローファームと韓国ローファームの法律意見提供が強制されます。また、当該国家の法令に対する記載、定款の整備などが行われなければならないのですが、これは、韓国ローファームのコントロールの上現地ローファームのサポートがなければ、準備できません。そして、引受業務を担当する主幹事会社も、国内とは異なって当該外国企業の設立準拠法や外換、租税制度などに対するリスクを判断しつつそのリスクを減らすため、ローファームのサポートが必ず必要であると判断しています。さらに、韓国と法律体系が異なった外国企業が韓国に上場する際に、予想されぬ多様な法律・制度的に争点が発生することになりますが、これは法律家のサポートなしには解決できない場合が多いのです。このような事情のため、韓国ローファームには外国企業の国内上場は新たな「マーケット」として評価されています。尚、韓国企業がアメリカやヨーロッパ証券市場に上場した以後も、上場維持のための多様な法律サポートが必要であるように、韓国取引所に上場した外国企業も開示や増資などの上場維持過程における多様な法律サービスを必要としています。

韓国企業の海外上場の際、韓国ローファームは香港の大型国際ローファームのローカルカウンセルとしてその役割が制限され外国ローファームによって当該取引がコントロールされたこととは正反対に、外国企業の韓国上場時には、国内ローファームが外国ローファームをサブカウンセルとして活用しつつＩＰＯ業務を遂行することになります。

韓国取引所、韓国預託決済院と国内証券会社は、外国企業の誘致のために数年前から様々な努力をしてきており、現在、その努力の結果が見え始めています。韓国ローファームと会計法人は、その過程で一定な「恩恵」を被っているといっても過言ではありません。より多くの外国企業が韓国取引所を「訪問」するようにし韓国資本市場が北東アジアの中心になるためには、長期的には投資家からの信頼がもっとも大事であり、このためには、韓国ローファームはゲートキーパーとしての役割に充実しなければならないと思います。

JS Horizon

(コラム)

ベトナムにおける外国人投資家の経営権保障方案

(写真：法務法人地平志誠 卞熙庚(ビョン・ヒギョン)弁護士)

ベトナムの景気の回復がよくなっているにつれ、ベトナムに対する新規投資を計画している会社も増えているようです。このように、ベトナムへの投資を行う際に単独で 100%の現地法人を設立する形での投資もありますが、法令上の制限やベトナムの事情に慣れていないことなどから、現地の会社と合弁投資会社を設立するケースも多いです。ところが、現地の会社と合弁会社を設立する場合、共通の問題として提起されることは「いかに合弁会社の経営権を確保できるのか」ということです。

合弁会社は有限責任会社、または、株式会社の形態として設立することができますが、会社の重要な意思決定は、有限責任会社の場合には社員総会で、そして、株式会社の場合には株主総会で行われます。これと関連し、ベトナム企業法は社員総会と株主総会での決議に適用される一般要件を定めていますが、事案の重要度によって、参加した社員、または、株主の 65%あるいは 75%の同意を要するに規定しています。従って、法令上では、75%の持分を確保しない限り、完全な経営権の確保が難しいといえます。ところが、ベトナムがＷＴＯに加入することによって開放を行った具体的な市場分野によっては、外国人投資持分が 49%、50%、または、51%などに制限されているケースもあります。このように、外国人投資持分が制限されている場合、いかに上記の法令上の制限を克服し、外国人投資家の経営権を確保できるかということが問題になります。

このためには、いくつかの方案を考慮することができます。まず、ベトナムはＷＴＯに加入し、外国人投資企業の場合には上記のような一般規定の適用を排除し、会社の定款で社員総会、または、株主総会の議決定足数を自律的に決められるようにしました。すなわち、上記のような 65%~75%という決議要件にもかかわらず、51%などの単純多数決をもって決議できるように定められるということです。それだけではなく、ベトナム企業法では必ず社員総会、または、株主総会の決議を経るように定めた事項であっても、会社の定款の定めによって会社内の他の意思決定機関で決めることもできます。従って、外国人投資家の交渉力が強い場合には、ベトナム企業法の一般規定と異なった内容で合弁会社の定款を制定することによって、経営権を確保することができます。

次に、株式会社の場合には、優先株を発行する方法を考慮することができます。法令上、外国人投資持分の制限は、定款上、資本金(Charter Capital)を制限する形式で規定されています。すなわち、法文には投入資本の側面からのみ外国人持分制限が規定されており、議決権、または、配当権に対する比率は特に言及されていません。こういった点に着目し、議決権優先株、または、配当優先株を発行することによって、外国人投資家が資本投入比率とは異なって議決権比率や配当の比率を高める方法も考慮することができます。このような優先株の発行方式は、実務上、よく使用されていますが、その法的効力に関しては、いまだに完全に認められているわけではないので、優先株発行方案を通じて経営権を確保しようとする場合には、必ず、予め専門家に確認をする必要があります。

そして、持分権者間の契約を締結し、特定な事項に対する意思決定過程を統制する方法も考慮することができます。ところが、持分権者間において定款と相反する内容をもって契約を締結する場合、その効力範囲及びこれに対する履行方案をめぐり、複雑な法律問題が発生する可能性が高いため、このような契約を締結する際も、詳細な法律検討が必要です。

その他にもいくつかの方法がありうるため、ベトナムに合弁会社を設立しようとする場合には、会社経営権に対する支配方法と関連し、予め、専門家と相談されることが必要だと考えられます。

JS Horizon

http://www.js-horizon.com

韓国ソウル本社 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 8, 11階 Tel : +82-2-6200-1600 Fax : +82-2-6200-1800

韓国ソウル江北事務所 韓国ソウル市中区ボンレ洞1-25 HSBCビル 15階 Tel : +82-2-6200-1800 Fax : +82-2-6200-0830

グローバルビジネスセンター グローバルビジネスセンター 韓国ソウル市中区南大門路4-45商工会議所ビル 11階 Tel : +82-2-6200-0880 Fax : +82-2-6200-0804

中国上海支社 Room 2310, Shanghai Maxdo Center, No.8 Xing Yi Road, Shanghai, China Tel : 86-21-5208-2800 Fax : 86-21-5208-2807

ベトナムホーチミンシティ支社 #2205 Saigon Trade Center, 37 Ton Duc Thang St., Dist. 1, Ho Chi Minh City, Vietnam Tel : 84-8-3910-7510 Fax : 84-8-3910-7511

ベトナムハノイ支社 Suite 1003, 10th Fl., Daeha Business Center, 360 Kim Ma St., Ba Dinh Dist., Hanoi, Vietnam Tel : 84-4-6266-1901 Fax : 84-4-6266-1903

カンボジア事務所 SK-Shinah Office, 2F No.797, Monivong Blvd. & St. 484, Phsar Doeum Thkov, Khan Chamkarmon, Phnom Penh, Cambodia Tel : 855-23-726-897 Fax : 855-23-726-457

ラオス事務所 LLC Bldg, Nong bon Road, Saysetha District, Vientiane, Laos Tel : 8560-20-301-9820 Fax : 856-21-264-344